

石川県准看護師試験受験資格認定要領

1. 目的

この要領は、石川県における保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 22 条第 4 号及び保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）第 32 条の規定に基づく准看護師試験の受験資格に関する基準の適用に当たっての具体的な要件等を定める。

2. 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者

3. 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の准看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の「4. 認定基準」に基づき審査を行う。

4. 認定基準

以下の（1）～（7）までの認定基準を満たした者に対し、石川県准看護師試験受験資格認定を行う。

（1）外国看護師学校養成所の修業年限

ア）外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限 9 年以上）、又は同等と認められる者

イ）外国看護師学校養成所の修業年限

2 年以上、又は同等と認められる者

ウ）外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11 年以上、又は同等と認められる者

（2）教育科目の履修時間

履修時間の合計が 1,890 時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する基礎分野 70 時間、専門基礎分野 350 時間、専門分野 1470 時間（臨地実習 735 時間含む。）の時間数を概ね満たすこと。

（3）教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

（4）当該国の判断

当該国、又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。

（5）外国看護師学校養成所卒業後、原則として当該国の看護師免許又は資格を取得していること。

（6）当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

（7）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N1（平成 21 年 12 月までの認定区分である日本語能力試験 1 級を含む。）の認定を受けていること。

5. 申請書類

以下の申請書類を石川県健康福祉部地域医療政策課に提出すること。なお、申請書類の受理は対面で行うことから必ず事前予約を行うこと。（下記にある「※申請時の注意」を十分参照すること。）

(1) 准看護師試験受験資格認定願(様式1):

※写真(6×4cmのもの1枚。申請前6ヵ月以内に脱帽正面で撮影したもの)

(2) 本人確認書類として次のア～エのいずれか一つ

ア 住民票

※ただし本籍(外国籍の者の場合は国籍等)が記載されており、「マイナンバー」が記載されていないもの。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。)

イ 在留カード:有効期限内のものを提出すること。出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。

ウ 戸籍抄本または戸籍謄本(日本国籍の方のみ。申請前6ヵ月以内に発行されたもの)

エ 旅券(外国籍の方のみ):有効期限内のものを提出すること。パスポート番号や顔写真のあるページを提出すること。

(3) 医師の診断書(様式2)

※日本の医師資格を有する者により、申請前1ヵ月以内に発行されたもの。

※日本国外で診断を受けた場合は、診断医の日本の医師免許証の写しを添付する。

(4) 外国で取得した看護師免許証の写し

※認定審査会(11月頃)まで有効期限のあるものを提出する。

※看護師免許証の氏名記載が、(2)本人確認書類と異なる場合、氏名確認が出来るよう、パスポート等の身分証明書を提出する。

※外国では、日本の看護師免許証に相当する資料がいくつか必要となる可能性があるため、必要な資料は全て準備すること。

(5) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

※卒業証書の写し又は卒業証明書の氏名記載が、(2)本人確認書類と異なる場合、氏名確認が出来るよう、パスポート等の身分証明書を提出する。

(6) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した教科課程及び単位数を明らかにした書類

(卒業した外国看護師学校養成所の学業成績証明書とシラバス等)

※書類毎に施設長の署名もしくは施設長印があること。

※教育内容(シラバス等)は在学当時の教育内容で、履修した科目ごとに書かれている書類を提出する。学業成績証明書とシラバス等に記載されている科目名、単位数、時間数は全て内容が一致しているものを提出すること。

※教育内容は、講義と臨地実習の区別がわかるように記載すること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。

※クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。

(7) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表4における教育内容と卒業した外国看護師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表(様式3)

※履修科目は基礎分野、専門基礎分野及び専門分野を区別して記載すること。

※講義と臨地実習を区別すること。

※単位制であっても、必ず時間数に換算すること。

(8) 卒業した外国看護師養成所のパンフレットその他の書類

※卒業した外国看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可された証明

(9) 日本語能力試験N1認定書と成績書の写し又は日本語能力試験N1認定結果と成績に関する証明書

※日本の中学校と高等学校を卒業していない場合は必要

(10) (1)～(9)までの書類の他に必要に応じて提出を求める場合がある書類

ア 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

イ 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書

※在学当時の状況を記載すること。

ウ 看護師免許取得に関する根拠法令の関係条文の抜粋

※国家試験や国家試験と同等の制度がある場合でも、看護師免許証や国家試験の合格証書に根拠となる法令の記載のある場合は提出すること。

※国家試験又は国家試験と同等の制度がない場合は必ず提出すること。

※免許取得時の関係上分を提出すること。抜粋の場合は、どこを抜粋したのか分かるように記載すること。

※以下の内容を含むこと。

法律の目的、資格の定義、免許、欠格事由、籍の登録、免許の交付及び免許証の付与(更新)、免許登録の要件、免許取り消し又は業務停止処分の手続き、国家試験の受験資格、看護師の業務、養成所の規定・基準、養成機関の入学資格

※以下の法令を参照すること

保健師助産師看護師法

保健師助産師看護師学校養成所指定規則

※作成上の注意

(1) 提出書類の(1)、(3)、(7)及び(10)の施設現況書は所定の様式によること。

(2) 提出書類の(4)～(6)、(8)及び(10)については、外国語の書類と日本語訳を、免許取得国の公的な機関(免許取得国の大使館、領事館、外務省等)で真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。

※外国に所在する日本国の大使館及び領事館で、公証を取ることでないもので注意すること

(3) 提出書類の(2)、(4)、(5)、(9)及び(10)の書類については、各原本を持参すること。(原本は照合後に返還する)

※申請時の注意

(1) 毎年6月1日から9月15日まで申請を受け付ける。

※9月15日が土日に当たる場合は、直前の平日を締め切りとする(期間厳守)

(2) 認定申請(申請書類の提出)の際は、必ず事前予約を行うこと。予約をせずに来庁した場合、対応できないので注意すること。申請締め切りに間に合わないことがないように、早めに予約すること。

(3) 認定申請日時の予約、認定申請は必ず申請者本人が行うこと。郵送及び代理による申請は受理しない。

(4) 書類に不備があった場合は受理できないため、再度来庁が必要となる。遠方から来る際には日程に余裕を持つこと。

(5) 申請前にはチェックリストを用い、書類がそろっていることを確認すること。

申請時、申請書類以外に写真付きの身分証明書、印鑑、筆記用具を持参すること。

附則 この要領は、平成29年9月から施行する。

附則 この要領は、令和5年6月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年6月1日から施行する。